

# 第4回国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会

## 議事次第

日時：令和4年7月25日（月）9：45～11：30  
※オンライン開催

### 1. 開会

### 2. 議題

- (1) 国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会WGの中間報告書について
- (2) その他

### 3. 閉会

#### <配布資料>

- 資料 1 国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会WG中間報告書（要約版）
- 資料 2 国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会WG中間報告書
  
- 参考資料 1 国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会 開催要綱
- 参考資料 2 国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会 構成員名簿

国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会  
WG中間報告書（要約版）

2022年2月18日提出

## I 国立ハンセン病資料館の設立目的から求められる常設展示の目的

2007（平成19）年4月、高松宮記念ハンセン病資料館は「国立ハンセン病資料館」として再開館された。その契機として2001（平成13）年5月25日に出示された「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話があったが、あらたに国立と冠された国立ハンセン病資料館（以下、「資料館」という）は、その根拠法であるハンセン病問題基本法にある資料館の設立理念・目的にしたがって運営されることになった。

同法前文は、「国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。」と規定しており、同法第18条は、「国は、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。」と規定している。

資料館の担う機能のなかでも常設展示は、上記「ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて」（前文）、「ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発」（18条）を担う資料館の主要な役割である。常設展示の展示物も療養所における入所者の生活に係る各種の展示物、入所者の「人間回復」の闘いに係る展示物、退所者や家族の社会生活に係る展示物、加害や差別偏見に係る展示物、国の誤ったハンセン病強制隔離政策に係る展示物、「無らい県運動」等に係る展示物などを中心として、その目的に即して選定されている。

しかし、常設展示もその目的に沿って不十分な点が見直されたり、時代とともに示される新たな知見によって深められたりすることが行わなければならないことは当然のことである。これまでも小さな見直しはたびたびされてきたが、2007年の開館以来初めてとなる大幅な見直しに着手されることになったのは遅きに失した感すらあるが、次の見直し時期がまだ見通せない以上、今回行われる見直しの課題は極めて大きいというべきである。

## II 常設展示見直しの方向性

- ア 被害当事者の目、そして加害者の側に立たされた加害当事者の目という視点を置くこと。  
自治会運動、全患協運動、「らい予防法」闘争、全療協運動、資料館建設、国賠、家族訴訟など、当事者運動の歴史。これはハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発にとっても欠かせない。
- イ 展示物に対する当事者の思いを「当事者の語り」を通じて伝えるように努めること  
被害者の立場を展示物で表現する場合、入所者・退所者・非入所者・家族更には男性と女性、大人と子ども、外国人など被害者の属性の違いも考慮すること
- ウ 被害当事者が、同情すべき対象ではなく、過酷な状況を生き抜いた存在として受け止められるような構成にすること
- エ 展示物にまつわる具体的な個人の語りやストーリーを、展示物とあわせて展示することで、本当に尊い経験として示していく可能性を追求すること
- オ ハンセン病問題の教訓を現在と未来に生かすように努めること
- カ 双方向型の展示に努め、展示物及び解説を通じた当事者と見学者の対話を促進するように努めること
- キ 来館者の状況について、来館者に対するアンケート結果をみると、以下の課題が浮かび上がる  
初めての来館者が74%、来館目的がハンセン病を知る（学ぶ）66%を前提にすると、ハンセン病をよく知らずに初めて訪れた方々を対象とする視点から、展示物の内容（展示物、解説）と展示順序を再検討することが求められている。滞在時間は30分～2時間未満65%で、しかもうち1時間～2時間未満40%を前提として、効果的な展示を検討しなければならない。

### III 常設展示のゾーニング案の視点と概要

#### 1. ゾーニング案の概要

ゾーニングとは、展示空間をテーマによって区分けすることである。このことにより、それぞれの空間がもつ性格がほぼ決定される。展示を企画するうえでの重要なステップである。

ハンセン病資料館が国立ハンセン病資料館と名称を替えたその歴史的な経緯を踏まえれば単にハンセン病問題を人権の問題として捉えるだけではなく、国家による人権侵害の歴史を国家の責任によって明らかにし、後世にも伝えていく役割が重要となる。したがって、展示内容のゾーニングを見直す際にも、そうした近代国家の成り立ちから国家による隔離政策の確立の歴史を捉えていく必要がある。

同時に小学生から中学生、高校生、成人と見学者の対象は広いことから、人権教育の場として展示内容は文字による説明だけに頼ることなく、モノが持つ意味を、展示表現やキャプション、その他の方法によって効果的に引き出し、幅広い対象に訴えかけ、ハンセン病問題の理解を進めるなど、見学者の理解度に沿った展示と学芸員の説明の工夫によって、見学者が被害当事者の体験を自分の身に沿って理解できることが大切である。

隔離政策の確立に当たっては、光田健輔の果たした役割を捉えるべきとの指摘がある。隔離政策の歴史は公立療養所の時代、公立療養所が国立療養所に移管した時代、癩予防法の成立と間を置かず、熊本の本妙寺事件、草津の湯之沢部落の解体などが行われるなど、隔離政策の変容の過程、わが国のハンセン病医学が医学論争を封じ込め国際的なハンセン病医学に背を向けるようになった過程を掘り下げて検証する必要がある。歴史の正しい知識の普及には単なる歴史的事実の説明だけでなく、なぜそうした歴史が形成されたのかという「なぜ」という問いが見学者に投げかけられないと、隔離政策の歴史の学びは「考える場」とはならないのではないかと思える。

隔離の被害と生き抜いた証とが平板に区切られている、あるいはプロミン以前と以後という分け方がいいのかなど、ゾーニングの流れに対する疑問もハンセン病の歴史に関する正しい普及が図れているかという問題と結びついている。そのためには、まず隔離の被害を被害当事者の体験という目線で捉えることが見学者の学びを体験の共感に繋がると思われることから、ゾーニング案では被害実態を「診断から入所まで」から説き起こすことにした。

さらに、被害実態のゾーンには、療養所の中の生活だけでなく、療養所の外の退所者の問題や家族の問題と日本国内の療養所だけでなく海外に設置したハンセン病療養所の問題も併せて展示内容をまとめて、被害実態を網羅できるようにしてある。こうした被害実態を被害当事者の目線で展示していくことによって被害当事者の生活の厳しさを明らかにすることが、そのなかでの被害当事者の生き抜くためのさまざまな努力と闘いの意味、重さを見学者が受けとめることに繋がると思われる。

ハンセン病対策の歴史はハンセン病隔離政策の被害者の生きる努力と闘いの歴史も含んで捉えないと、後者に対する視点は7つの論点整理のどこにも入らないことになる。また入所者の闘いの歴史をよく分かるように展示を表示して欲しいという要望も構成員の意見の中にはある。しかし、これまでの常設展示のゾーニングでは被害者の生きる努力の一つである学校教育は展示室2の「癩療養所」のゾーンで展示され、文化活動は展示室3の「生き抜いた証」のゾーンの「いきがづくり」で展示されている。ゾーニング案では、それらを展示室3の「『生き抜いた証』を求めて（被害をどのように乗り越えてきたか）」のなかにまとめてゾーニングすることにしている。また患者運動は「化学療法のはじまりと患者運動」というゾーンで展示説明をしていて、戦前からの療養所の中の自治を求める運動を掘り下げて説明できていないことから、入所者の生きる努力と闘いをゾーニング案では展示室3の上記のコンセプトの視点で繋がりをもった歴史として改めて構成してある。

社会の偏見は、今も続く社会の偏見との闘いの中で取り上げている点もゾーニング案の新たな取り上げ方となっている。また、ゾーニング案では裁判闘争がらい予防法違憲国賠訴訟を切っ掛けとする新たなハンセン病被害者の闘争に加わり、かつ大きな成果を挙げて来ていることも展示解説を掘り下げることにしている。「生き抜いた証」を求めた歴史からこうした被害当事者によって偏見差別を解消するために行われてきた努力と闘いが続けられてきていることを見学者に理解してもらうことが重要であると思われるからである。

## 2. 常設展示見直しゾーニング案

現行のプロムナードと1階ロビーに展示している導入展示を撤去し、2階の常設展示のみとする

### 展示室1 ハンセン問題とは何か（概略がつかめるように）

#### 1 ハンセン病問題とは何か？

- ・何を知ってほしいかを明確に示す。

（国による隔離政策による人権侵害の過ちを示し、ハンセン病回復者及び家族の名誉回復をはかる）

#### 2 ハンセン病とはどんな病気か

- ・病気の説明。
- ・治療薬の歴史。
- ・後遺症と義肢補装具。

#### 3 中世・近世のハンセン病観

- ・近代のハンセン病観との相違と継承されたものを明らかにする。

#### 4 患者収容のはじまり

- ・外国人宣教師を中心とする私立療養所の設立。

#### 5 近代以降の隔離政策の問題点

- ・1907年「癩予防ニ関スル件」 公立療養所時代
- ・1931年「癩予防法」 絶対隔離 無癩県運動 国立療養所時代
- ・1953年「らい予防法」 プロミン登場、三園長証言、戦後の無らい県運動、国際比較
- ・1996年廃止

#### 6 課題解決へ向けて

- ・3つの国家責任を迫及する訴訟（らい予防法違憲国賠訴訟、家族訴訟、菊池事件再審請求）
- ・ハンセン病問題基本法
- ・国立ハンセン病資料館の設立

### 展示室2 被害の実態（国による人権侵害の実態を示す）

#### 7 診断から入所まで

- ・強制隔離の実態、警察や保健所の役割、入所後の偽名の強制、消毒、解剖同意書、園内通用券

#### 8 患者作業

#### 9 断種・中絶

#### 10 監禁室、重監房

#### 11 沖縄の被害（日本軍、米軍占領）

#### 12 植民地・占領地の被害（朝鮮、台湾、南洋庁）

#### 13 療養所の中の死（火葬場、納骨堂）

#### 14 退所者の被害

#### 15 家族の被害

### 展示室3 「生き抜いた証」を求めて（被害をどのように乗り越えてきたか）

#### 16 療養所の中で生きること

- ・衣食住（山吹舎の展示も）
- ・学校教育、子どもたちの姿。
- ・文化活動…患者歌舞伎、スポーツ、文芸、音楽、書道、絵画、写真、手芸、刺繍、木彫、陶芸、囲碁将棋、盆栽などを通じて、どのように社会とつながり、差別を乗り越えてきたか。

### 1 7 患者運動

- ・自治への萌芽…1933外島事件、1936長島事件
- ・予防法闘争まで…1947重監房廃止、1948プロミン獲得運動、1951全癩患協結成、1952-53らい予防法闘争
- ・療養生活の改善…1955盲人会設立、1959外国人年金問題、1964六・五闘争、1972-88邑久長島大橋架橋
- ・歴史保存の運動…1969ハンセン氏病文庫（多磨全生園自治会）、1977年ハンセン氏病図書館（多磨全生園自治会）、1993年高松宮記念ハンセン病資料館

### 1 8 社会の偏見との闘い

- ・黒髪小学校事件 1953-55
- ・黒川温泉宿泊拒否事件 2003-04 その他、社会的偏見の実態とそれに対する闘い。

### 1 9 らい予防法違憲国家賠償請求訴訟1998-2001年

### 2 0 小鹿島更生園（韓国）・楽生院（台湾）補償請求訴訟2004-2005年

### 2 1 ハンセン病家族国家賠償請求訴訟2016-2019年

### 2 2 菊池事件国家賠償請求訴訟2017-2020年

### 2 3 日本のハンセン病療養所の現在

- ・将来構想として園内に外部施設を誘致している姿も併せて展示。

### 2 4 いま世界のハンセン病は

#### 2 5 ハンセン病に対する偏見差別は終わっていない

- ・ほとんどの入所者が療養所の中で園名で生活している現状は変わっていない。
- ・退所者や家族が社会のなかでひっそりと息を殺して生きている現状も変わっていない。
- ・ハンセン病被害者の人間回復が本当の意味で実現するのは、見学者の皆さんがハンセン病に対する偏見差別がなくなる社会にすることができるか否かにかかっている。

### 2 6 可動展示コーナー

- ・一定の期間を設けて入れ替える1人の入所者を深掘りをするコーナー
- ・喫緊のハンセン病問題の課題を取り入れるコーナーを設ける  
(検討課題：ギャラリーはすでにコロナ関連のギャラリー展も開催しており、現時点では可動展示コーナーとしても考えられる。)

## 3. 次年度以降、さらに検討すべき課題

- \* 「中世・近世のハンセン病観」だけではなく、「古代のハンセン病観」も特筆すべき特徴があれば触れるべきでは？
- \* 隔離がなぜ継続したのかという問いに対する答えをどのように示すか？
- \* ジェンダーのゾーンを別個に設けるか否か？
- \* 被害当事者の証言は各展示を文字だけに頼らず、立体的にゾーンでも扱うが、証言コーナーの設置の必要性はあり、その位置をどこにするか？

#### IV 常設展示リニューアルの一般的な工程と現在の位置

通常、常設展示の見直しをする際には、次のような検討の工程に沿って具体的な検討が必要となる。資料館の常設展示の見直しの検討の現在時点と次のステップを可視化するために、以下に落とし込んである。

〈 展示リニューアルの一般的な工程と流れ 〉

- ①**基本構想** → 常設展示の設置理念、機能と役割
- ②**基本計画** → 施設計画・他の博物館機能との関係、企画展・可動型展示との関係
  - a) 施設計画 展示設置場所・総面積の確定、必要な附属施設の確認
  - b) 展示計画 設置理念・ミッションに基づく展示テーマの設定  
テーマに基づくゾーニング（設置面積割り）案の策定 ゾーンごとの狙い  
《③aを含んでゾーニング案まで中間報告》  
観念→具体へ どの資料をどのように展示し、何を伝えようとするか  
《③b以下は、次年度のWG報告課題》
  - c) 活動計画 資料収集・収集された資料の保管と展示資料としての検討  
学習支援（年齢・ターゲット）という観点での常設展示活用案計画  
人権教育としての展示解説、対話型展示、情報システム計画
- ③**展示基本計画**
  - a) 常設展の考え方を示す  
常設展示のミッションとねらい展示の基本的性格は何か（名誉回復と人権教育等）  
展示テーマ（ゾーン）  
展示のターゲットをどこに置くか、キャプション、グラフィック（言語の種類・難易度）
  - b) 展示計画を示す  
各ゾーンの意図と目的 各ゾーンの主な展示内容  
展示構成（展示概念図）  
展示構成リスト（原案）（資料リスト原案、展示方法、デジタルも含めた展示機材等）
  - c) 展示空間計画  
ゾーニング 展示導線計画（フリー導線、複数導線という考え方も）、完成イメージ
  - d) 運営演出計画  
造形（ジオラマ、模型）、演出方法、映像演出、照明演出（照明計画）
- ④**展示実施計画**
- ⑤**展示制作**（キャプション 展示機材制作も含む、調整、チェック等）
- ⑥**仮完成 ⇒ 完成** 最終点検 微調整 完成 検査 納品

資料 2

国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会

WG 中間報告書

2022年2月18日提出



## I 国立ハンセン病資料館の設立目的から求められる常設展示の目的

2007（平成19）年4月、高松宮記念ハンセン病資料館は「国立ハンセン病資料館」として再開館された。その契機には、2001（平成13）年5月11日「らい予防法」違憲国賠訴訟熊本地裁判決を受けて同月25日に出された「ハンセン病問題の早期かつ全面的解解に向けての内閣総理大臣談話があった。そこでは、ハンセン病資料館の充実、名誉回復のための啓発事業などの施策の実現について早急に検討を進めるとされた。あらたに国立と冠された国立ハンセン病資料館（以下、「資料館」という）は、その根拠法であるハンセン病問題基本法にある資料館の設立理念・目的にしたがって運営されることになった。

同法前文は、「国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。」と規定しており、同法第18条は、「国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。」と規定している。

資料館の担う機能のなかでも常設展示は、上記「ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて」（前文）、「ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発」（18条）を担う資料館の主要な役割である。常設展示の展示物も療養所における入所者の生活に係る各種の展示物、入所者の「人間回復」の闘いに係る展示物、退所者や家族の社会生活に係る展示物、加害や差別偏見に係る展示物、国の誤ったハンセン病強制隔離政策に係る展示物、「無らい県運動」等に係る展示物などを中心として、その目的に即して選定されている。

しかし、常設展示もその目的に沿って不十分な点が見直されたり、時代とともに示される新たな知見によって深められたりすることが行わなければならないことは当然のことである。これまで小さな見直しはたびたびされてきたが、2007年の開館以来初めてとなる大幅な見直しに着手されることになったのは遅きに失した感すらあるが、次の見直し時期がまだ見通せない以上、今回行われる見直しの課題は極めて大きいというべきである。

## II 常設展示見直しの方法と論点

国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会（以下、「検討会」と呼ぶ。）に付されたワーキンググループ（以下、「WG」と呼ぶ。）の役割は、今回の資料館の常設展示の見直しに当たって、検討会に論点整理を提供し検討会の議論を効率良くかつ円滑に進めることである。そこで、まずWGではこれまでの検討会における各構成員の意見に基づき、論点整理の目的、考え方、方向性の整理の仕方について共有をし、検討会で見直しを進めていく際に必要となる工程表についても中間報告としてまとめることにした。

### (1) 論点整理にあたって

これまで3回にわたって開催されてきた検討会の各委員の意見を最初のWGの際に厚労省難病対策課から次の①～⑦の「7つ視点」を示して整理した資料が提出され、WGではその資料に基づいて各論点ごとに各委員の発言をまとめることとした。

ただし「7つの視点」が各委員の意見を整理するために必ずしも当を得ていないところがあることは、あらかじめ留意した上でまとめてある。留意点は列挙すると以下の点である。

「①ハンセン病に対する知識の普及啓発が図られているか」は、そのまま文理的に理解すれば病気に対する正しい知識の普及啓発に止まってしまい、「ハンセン病問題」全般には射程が及ばないことになる。実際、検討会の委員のそれに該当する意見は意見整理のなかにはない。しかし、①の

文言を「ハンセン病問題」と読みかえると「②ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発が図られているか」という視点との相違が見出せなくなってしまう。実際、②の論点整理は①と②を併せてまとめるしかなかった。

さらに「④元患者の権利の法制化などによる再発防止に係る展示がなされているか」という視点も「再発防止に係る展示がなされているか」に焦点を当てれば、現状ではハンセン病問題基本法等についての展示説明しか考えられなく、前半の「元患者の権利の法制化など」に焦点を当てるとそれ自体は資料館のミッションから外れる課題になってしまうことになる。つまり④の視点は、もう少し文意を整理しないと分かりづらい。実際、検討会の意見整理にある委員の意見にはその視点での発言も見られないので、出された意見の整理のための視点にはなっていない。

また「⑤ハンセン病問題検証会議以降の新しい知見に関する展示がなされているか」も、「新しい知見」という視点では、検討会の委員の意見が示されているものがほぼないことは④について示したと同様である。

しかし、「7つの視点」の整理基準の不十分さはあっても、WGに難病対策課に用意して頂いた意見整理は検討会の委員の意見を全体としてまとめられており、次の「(4) 見直しの方向性」を検討するために支障があったわけではないことも併せて付記しておく。

7つの視点は以下の通りである。

①ハンセン病に対する知識の普及啓発が図られているか

※専門家の認識と社会の認識 専門家の責任

※特に隔離政策が開始される前と後の違いが明確となっているか

②ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発が図られているか

※隔離政策に対する正しい評価、人権の論理、人権の観点からの検証、専門家の責任

③ハンセン病差別・偏見の抑止となる展示がなされているか

※被害回復、名誉回復の視点が重要である。

④元患者の権利の法制化などによる再発防止に係る展示がなされているか

※法制化だけではなく、広く再発防止策について。

⑤ハンセン病問題検証会議以降の新しい知見に関する展示がなされているか

⑥想定する対象者の検討が図られているか

※想定する見学者に対応する展示や解説の検討がなされているか。

⑦その他全体にわたる課題

(※は、①～⑦の視点だけでは検討会の意見が反映していることを読み取れないため付記した。)

## (2) 論点整理の結果

検討会の各委員の発言を論点別に整理すると次の通りとなる。

(①②の課題は「ハンセン病に対する知識」と「ハンセン病対策の歴史」と分けられているがそれぞれの論点整理では重なる部分がある)

①「ハンセン病に対する知識の普及啓発が図られているか」について

1. ハンセン病・ハンセン病問題に関する知識の普及啓発を行うためには、ハンセン病問題基本法、国立ハンセン病資料館の設立理念に基づき、ハンセン病とハンセン病問題を取り扱う

人権問題の博物館(人権博物館)としての立場性を明確化したうえで常設展示の見直しを行うことが重要である。その際、被害当事者の立場から常設展示の内容を構成していくことが大切であり、同時に加害当事者についても取り上げていくことが求められる。常設展示は人権教育の場でもあり、教材でもあるので、学芸員の展示解説内容や方法等も、学校教育関係者からの意見や蓄積されたアンケート結果などを参考にしながら見直ししていくことが大切である。

2. 常設展示の見直しに際しては、ハンセン病・ハンセン病問題に関する知識の普及啓発

という点から、ハンセン病とはどのような病気なのか、また、近代以降の隔離政策の実態や政策の問題点を常設展示の最初の部分で提示することが大切であり、それをしっかり見学者に伝

え、「考えてもらう場」として展示を作ることが求められる。近代以降の隔離政策の問題点や課題解決に向けての動きを最初に示し、その後、資料館に収蔵されている多彩な資料を活用し、被害の実態と被害に立ち向かってきた入所者・回復者の姿を提示していくことが考えられる。入所者・回復者が直面してきた苦しみや、差別に立ち向かい、被害を乗り越えようとした患者の闘い、思い、さまざまな活動や生き抜いた姿を軸に常設展示を再構成する方向が望ましい。また、隔離政策や自治会活動については最新の研究もいくつか出てきているので、それらの成果に基づいて展示内容を再検討することが重要であり、その際、複数の研究者から助言を得ながらリニューアル作業を進めることが望ましい。中世・近世については、近代以降のハンセン病観と何がどう異なるのかという点を基軸にして内容を構成し直し、近代の後に展示する方向性が考えられる。

3. 2で述べたように、ハンセン病・ハンセン病問題に関する知識の普及啓発という点から、常設展示の最初の部分で隔離政策の問題点について取り上げると共に、同じく最初の部分で、課題解決に向けた動き（国賠訴訟および確定判決、ハンセン病問題基本法、国立ハンセン病資料館の設立など）を取り上げ、展示を構成していくことが大切である。冒頭部分で見学者に対して、国立ハンセン病資料館のミッション、自治会や入所者、回復者の思いとともに、ミッションやメッセージを伝えることにより、目的が明確化された深い見学体験を提供できる可能性が高まると思われる。繰り返しになるが、ハンセン病問題への無関心層の増加、そもそも知ろうとしない人々の存在に鑑み、ハンセン病とは何か、どのような疾病なのかという点について最初の部分で取り上げていくことは重要である。
4. ハンセン病・ハンセン病問題に関する知識の普及啓発という点から考えると、一概に現在の常設展示が分かりやすいとはいえないと思われる。ハンセン病やハンセン病問題を知っている人ばかりが来るわけではないので、いきなり難しい展示内容では見学者に理解されないままで終わってしまう。何も知らない人が来ても、基本的にこれだけは伝えたいという内容を整理し、理解してもらえるような形で提示することも考慮し工夫すべきである。そのため、常設展示を見てもらうことで、ハンセン病・ハンセン病問題の何を知ってもらいたいのか、その内容を整理しておく必要がある。したがって、見学者に向けてこれだけは受けて止めほしいこと、現在のハンセン病問題の状況、回復者の状況など現在進行形の問題をどのように展示に組み込むか、どのように伝えるか等を展示表現も含めて検討する必要がある。ハンセン病問題は終わっていない。そのことを踏まえて、常設展示の最後の部分、「まとめ」の位置に、資料館としてこれを考えてもらいたい、持ち帰ってもらいたいというトピックを提示し、自分ごととして考えてもらうことが大切である。黒川温泉事件に見る根強く残る現代日本社会の偏見や差別の実態、社会復帰者の再入所、家族訴訟で補償金を受け取る人の少なさ、入所者の減少と記憶継承の在り方などを取り上げることが考えられる。
5. 今回の常設展示見直しでは、「もの」で語らせること、「伝わる見せ方」「考えてもらう展示表現」の工夫をさらに検討していく必要がある。前述したように、ハンセン病・ハンセン病問題に対する無関心層が増えている中で、児童・生徒、学生など若年層・青年層に何をどう伝え、今後、ハンセン病問題に対して主体的に考えて、行動してもらうか、学校における人権教育ニーズを掘り起こし、それを参考にしていくことが大切である。その際、教員からの聞き取りだけではなく、これまで蓄積された見学者アンケート、学生・生徒・児童の見学レポートや感想文を活用し、見いだされた課題を今回のリニューアル作業に活用することが大切である。また、行政や企業の人権研修担当者から改めて意見を聞くこと、展示内容をさらに調べたい、知りたいというニーズに応え、展示内容と連動した図書室の機能性を高めるため、教員や図書館関係者から意見を聞くことも考慮すべきである。

- ②「ハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発が図られているか」について  
(注 ②は整理を下記のゾーニング案に反映させた形でとりまとめている)

1. 国立ハンセン病資料館の名称についての意見は、資料館のミッションが十分に明示されていないという問題意識の表れであると受けとめれば、常設展示の見直しの際に展示内容のもっとも始めに明らかにすべきと受けとめて、ゾーニング見直し案ではその指摘を活かしてある。また、ハンセン病資料館が国立ハンセン病資料館と名称を替えたその歴史的な経緯を踏まえれば単にハンセン病問題を人権の問題として捉えるだけではなく、国家による人権侵害の歴史を国家の責任によって明らかにし、後世にも伝えていく役割が重要となる。したがって、展示内容のゾーニングを見直す際にも、そうした近代国家の成り立ちから国家による隔離政策の確立の歴史を捉えていく必要がある。

同時に小学生から中学生、高校生、成人と見学者の対象は広いことから、人権教育の場として展示内容は文字による説明だけに頼ることなく、モノが持つ意味を、展示表現やキャプション、その他の方法によって効果的に引き出し、幅広い対象に訴えかけ、ハンセン病問題の理解を進めるなど、見学者の理解度に沿った展示と学芸員の説明の工夫によって、見学者が被害当事者の体験を自分の身に沿って理解できることが大切である。

2. 隔離政策の確立に当たっては、光田健輔の果たした役割を捉えるべきとの指摘がある。隔離政策の歴史は公立療養所の時代、公立療養所が国立療養所に移管した時代、癩予防法の成立と間を置かず、熊本の本妙寺事件、草津の湯之沢部落の解体などが行われるなど、隔離政策の変容の過程、わが国のハンセン病医学が医学論争を封じ込め国際的なハンセン病医学に背を向けるようになった過程を掘り下げて検証する必要がある。歴史の正しい知識の普及には単なる歴史的事実の説明だけでなく、なぜそうした歴史が形成されたのかという「なぜ」という問いが見学者に投げかけられないと、隔離政策の歴史の学びは「考える場」とはならないのではないかと思える。

3. 隔離の被害と生き抜いた証とが平板に区切られている、あるいはプロミン以前と以後という分け方がいいのかなど、ゾーニングの流れに対する疑問もハンセン病の歴史に関する正しい普及が図れているかという問題と結びついている。そのためには、まず隔離の被害を被害当事者の体験という目線で捉えることにより見学者の学びを体験の共感に繋げられると思われることから、ゾーニング案では被害実態を「診断から入所まで」から説き起こすことにした。

さらに、被害実態のゾーンには、療養所の中の生活だけでなく、療養所の外の退所者の問題や家族の問題と日本国内の療養所だけでなく海外に設置したハンセン病療養所の問題も併せて展示内容をまとめて、被害実態を網羅できるようにしてある。こうした被害実態を被害当事者の目線で展示していくことによって被害当事者の生活の厳しさを明らかにすることが、そのなかでの被害当事者の生き抜くためのさまざまな努力と闘いの意味、重さを見学者が受けとめることに繋がると思われる。

4. ハンセン病対策の歴史はハンセン病隔離政策の被害者の生きる努力と闘いの歴史も含んで捉えないと、後者に対する視点は7つの論点整理のどこにも入らないことになる。

また入所者の闘いの歴史をよく分かるように展示を表示して欲しいという要望も構成員の意見の中にはある。しかし、これまでの常設展示のゾーニングでは被害者の生きる努力の一つである学校教育は展示室2の「癩療養所」のゾーンで展示され、文化活動は展示室3の「生き抜いた証」のゾーンの「いきがいつくり」で展示されている。ゾーニング案では、それらを展示室3の「『生き抜いた証』を求めて（被害をどのように乗り越えてきたか）」のなかにまとめてゾーニングすることになっている。また患者運動は「化学療法のはじまりと患者運動」というゾーンで展示説明をしていて、戦前からの療養所の中の自治を求める運動を掘り下げて説明できていないことから、入所者の生きる努力と闘いをゾーニング案では展示室3の上記のコンセプトの視点で繋がりをもった歴史として改めて構成してある。

社会の偏見は、今も続く社会の偏見との闘いの中で取り上げている点もゾーニング案の新たな取り上げ方となっている。また、ゾーニング案では裁判闘争がらい予防法違憲国賠訴訟を切っ掛けとする新たなハンセン病被害者の闘争に加わり、かつ大きな成果を挙げて来ていること

も展示解説を掘り下げることにしてある。「生き抜いた証」を求めた歴史からこうした被害当事者によって偏見差別を解消するために行われてきた努力と闘いが続けられてきていることを見学者に理解してもらうことが重要であると思われるからである。

③「ハンセン病差別・偏見の抑止となる展示がなされているか」について

1. 「人権問題の資料館」としての位置づけ

資料館は、人権問題としてのハンセン病問題を被害者当事者の視点から考え、人々に伝える場所である。病気に関する資料館ではなく、人権問題の資料館であるという位置づけを明確にすべきだ（その意味では、本来なら、「ハンセン病問題資料館」や「ハンセン病人権資料館」という名称がふさわしいだろう）。新しい資料や知見も踏まえながら、被害当事者の視点や、さらに加害者の側に立たされた加害当事者の視点も生かし、来館者に伝わる展示にすることが重要である。

2. 射程をどこまで広げられるか

差別・偏見の問題をめぐり、常設展示の射程をどこまで広げられるか、検討が必要である。ハンセン病隔離や偏見差別の問題は、療養所内だけでなく外の社会にも及んでおり、常設展示では、入所者の方々の体験はもちろんであるが、外の社会で暮らす退所者や家族の方々の体験、家族訴訟についても組み入れていくべきである。

さらに、ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会では、患者の権利を定めた医療基本法や、医療制度全体の見直しについて、言及している。あるいは、現在進行形で生じているコロナ禍の患者差別の問題もある。こうした事柄をどこまで盛り込むことができるか、検討すべきである。

前近代と近代では差別のありようも異なるので、構成全体を見直していく作業が必要である。

3. 効果的な展示構成の追究

国立ハンセン病資料館は、一度訪れるだけでなく、繰り返し来館する人々がいる。展示物を見せるだけではなく、学芸員と話し合うなど、双方向の対話のような発展型も含めた展示にすることで、より効果的な展示となる。その意味で、資料館自体の大きなコンセプトの改革が必要になる。

被害当事者が、哀れみの対象ではけっしてなく、過酷な状況を生き抜いた尊敬すべき存在として受け止められるような構成が必要だ。展示物にまつわる具体的な個人の語りやストーリーを、展示物とあわせて展示することで、本当に尊い経験として示していく可能性を追求したい。また、現在の常設展示は、歴史展示の「古代」から始まり、「近代」にいくまでに時間がかかってしまう。来館者に当事者の語りに触れられる部分はいちばん最後にある。こうした展示の順序についても見直す必要がある。

もうひとつ常設展示の問題として指摘されたのが、個々の事件がばらばらで、人権闘争ともつながらず、ひとつの大きな歴史観に裏付けられているような展示になってないという点である。来館者の声、アンケート結果などを活かして、よりよい展示構成を追究する必要がある。

④「元患者の権利の法制化などによる再発防止に係る展示がなされているか」について

1. 再発防止という言葉はないが、被害者の立場から考えることが指摘されており、被害者の立場という視点では人権侵害の再発防止は重要な政策である。
2. 座長の意見として、資料館の目的が ①被害及び名誉の回復、②差別・偏見の抑止、③ハンセン病対策の正しい知識の普及啓発 ④患者の権利の法制化などによる再発防止を強調されていた。
3. また参考人意見では、専門家責任の検証が必要であるとの指摘があった。
4. 以上を総合して、検証会議報告書 30「再発防止のための提言」で指摘されている 9 項目を要

約した展示物を作成することが必要であろう。

また被害者の立場を展示物で表現する場合に、入所者・退所者・非入所者・家族更には男性と女性、大人と子どもなど被害者の属性の違いも考慮することを検討してみるべきではないかと思える。

⑤ 「ハンセン病問題検証会議以降の新しい知見に関する展示がなされているか」について

国賠訴訟以前の歴史認識がそのまま反映されているところがあるという指摘と国賠訴訟、家族訴訟で確認されてきた新しい事実や視点を十分に引き上げられていないという指摘があった。

⑥ 「想定する対象者の検討を図られているか」について

1. 被害当事者の目、加害当事者の目をきちんとしておくことが指摘されている。
2. 見学者に一番考えて欲しいことは何なのか、見学者の誰をターゲットにするのが一番いいのか、ある程度ターゲットを合わせる必要性はないのかという指摘もあった。
3. ハンセン病問題をまったく知らない初めて資料館を訪れた見学者にも一定の理解ができるような展示の工夫も必要性であるという指摘があった。

⑦ 「その他」について

1. 現在の資料館の取り組みの中で積極的に評価できることとして、インターネットの活用、講演会のライブ配信が挙げられているが、直接来館が難しい地方の人たちにとってインターネットで展示を回れるような仕組みを作ることも資料館の目的に沿ったことである。  
さらに図書館との連携によって、資料館から遠い地方にもハンセン病問題の啓発につながる効果がある。無らい県運動で全国津々浦々ハンセン病患者を見つけ出し隔離収容してきたことの反省からも、偏見差別の解消のためにこのような取り組みは有効だと思われる。
2. 偏見差別の解消につながっているのかを検証し展示に反映させるためにも、見学者の声をフィードバックして生かすシステムは一方通行にならないためにも大事である。
3. 今回の常設展示の見直しに直接は関係しないが、本来の博物館、資料館が持っている平均的な考え方、運営の仕方というものについての常識に欠けているという指摘は、資料館の運営のあり方への提言として受け止めることが大事だと思われる。

(補足) 資料館の記述・見せ方について

- ・人権問題の資料館としての位置づけ、国の責任を明確にする記述、そしてハンセン病問題の視点を明確にすることが大事、資料館の記述を正すことで社会交流館の記述、あるいは国の責任をはじめ各地方自治体の出版物の記述が改められることに繋がっていく。ハンセン病という病気ではなくハンセン病問題という視点で捉えると、「歴史展示」、「療養所」、「生き抜いた証」となっているが平板で隔離政策がこの歴史の流れの一環になってしまっている。
- ・歴史認識といったときに古代から順々にやっていくのではなく、今の時点から何が大切なのか、何が枠組みになるのかというところから展示すべき。国賠訴訟の判決を見せるところから始めると昔から差別は厳しかった、酷い病気だった、可哀想だという話にはならないような見せ方ができるのではないか。
- ・資料館の資料整理がかなり進んでいるので、そこから埋もれていた資料とか、モノとかによって新しい知見とか、新しい価値とか、新しい見せ方を発見し考えて行くことも重要。

(3) 見直しの方向性

以上の論点整理から、以下のように見直しの方向性をとりまとめた。

ア 被害当事者の目、そして加害者の側に立たされた加害当事者の目という視点を置くこと。

自治会運動、全患協運動、「らい予防法」闘争、全療協運動、資料館建設、国賠、家族訴訟など、当事者運動の歴史。これはハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発にとっても欠かせない。

- イ 展示物に対する当事者の思いを「当事者の語り」を通じて伝えるように努めること  
被害者の立場を展示物で表現する場合、入所者・退所者・非入所者・家族更には男性と女性、大人と子ども、外国人など被害者の属性の違いも考慮すること
- ウ 被害当事者が、同情すべき対象ではなく、過酷な状況を生き抜いた存在として受け止められるような構成にすること
- エ 展示物にまつわる具体的な個人の語りやストーリーを、展示物とあわせて展示することで、本当に尊い経験として示していく可能性を追求すること
- オ ハンセン病問題の教訓を現在と未来に生かすように努めること
- カ 双方向型の展示に努め、展示物及び解説を通じた当事者と見学者の対話を促進するように努めること
- キ 来館者の状況に対応した効果的な展示を検討すること  
来館者に対するアンケート結果をみると、以下の課題が浮かび上がる（⑥との関連）。  
初めての来館者が 74%、来館目的がハンセン病を知る（学ぶ）66%を前提にすると、ハンセン病をよく知らずに初めて訪れた方々を対象とする視点から、展示物の内容（展示物、解説）と展示順序を再検討することが求められている。滞在時間は 30 分～2 時間未満 65%で、しかもうち 1 時間～2 時間未満 40%を前提として、効果的な展示を検討しなければならない。

### III 常設展示のゾーニング案の視点と概要

#### 1. ゾーニング案の概要

ゾーニングとは、展示空間をテーマによって分けすることである。このことにより、それぞれの空間がもつ性格がほぼ決定される。展示を企画するうえでの重要なステップである。

ハンセン病資料館が国立ハンセン病資料館と名称を替えたその歴史的な経緯を踏まえれば単にハンセン病問題を人権の問題として捉えるだけではなく、国家による人権侵害の歴史を国家の責任によって明らかにし、後世にも伝えていく役割が重要となる。したがって、展示内容のゾーニングを見直す際にも、そうした近代国家の成り立ちから国家による隔離政策の確立の歴史を捉えていく必要がある。

同時に小学生から中学生、高校生、成人と見学者の対象は広いことから、人権教育の場として展示内容は文字による説明だけに頼ることなく、モノが持つ意味を、展示表現やキャプション、その他の方法によって効果的に引き出し、幅広い対象に訴えかけ、ハンセン病問題の理解を進めるなど、見学者の理解度に沿った展示と学芸員の説明の工夫によって、見学者が被害当事者の体験を自分の身に沿って理解できることが大切である。

隔離政策の確立に当たっては、光田健輔の果たした役割を捉えるべきとの指摘がある。隔離政策の歴史は公立療養所の時代、公立療養所が国立療養所に移管した時代、癩予防法の成立と間を置かず、熊本の本妙寺事件、草津の湯之沢部落の解体などが行われるなど、隔離政策の変容の過程、わが国のハンセン病医学が医学論争を封じ込め国際的なハンセン病医学に背を向けるようになった過程を掘り下げて検証する必要がある。歴史の正しい知識の普及には単なる歴史的事実の説明だけでなく、なぜそうした歴史が形成されたのかという「なぜ」という問いが見学者に投げかけられないと、隔離政策の歴史の学びは「考える場」とはならないのではないかと思える。

隔離の被害と生き抜いた証とが平板に区切られている、あるいはプロミン以前と以後という分け方がいいのかなど、ゾーニングの流れに対する疑問もハンセン病の歴史に関する正しい普及が図れているかという問題と結びついている。そのためには、まず隔離の被害を被害当事者の体験という目線で捉えることが見学者の学びを体験の共感に繋がると思われることから、ゾーニング案では被害実態を「診断から入所まで」から説き起こすことにした。

さらに、被害実態のゾーンには、療養所の中の生活だけでなく、療養所の外の退所者の問題や家族の問題と日本国内の療養所だけでなく海外に設置したハンセン病療養所の問題も併せて展示内容をまとめて、被害実態を網羅できるようにしてある。こうした被害実態を被害当事者の目線で展示していくことによって被害当事者の生活の厳しさを明らかにすることが、そのなかでの被害当事者の生き抜く

ためのさまざまな努力と闘いの意味、重さを見学者が受けとめることに繋がると思われる。

ハンセン病対策の歴史はハンセン病隔離政策の被害者の生きる努力と闘いの歴史も含んで捉えないと、後者に対する視点は7つの論点整理のどこにも入らないことになる。また入所者の闘いの歴史をよく分かるように展示を表示して欲しいという要望も構成員の意見の中にはある。しかし、これまでの常設展示のゾーニングでは被害者の生きる努力の一つである学校教育は展示室2の「癩療養所」のゾーンで展示され、文化活動は展示室3の「生き抜いた証」のゾーンの「いきがづくり」で展示されている。ゾーニング案では、それらを展示室3の「『生き抜いた証』を求めて（被害をどのように乗り越えてきたか）」のなかにまとめてゾーニングすることになっている。また患者運動は「化学療法のはじまりと患者運動」というゾーンで展示説明をしていて、戦前からの療養所の中の自治を求める運動を掘り下げて説明できていないことから、入所者の生きる努力と闘いをゾーニング案では展示室3の上記のコンセプトの視点で繋がりをもった歴史として改めて構成してある。

社会の偏見は、今も続く社会の偏見との闘いの中で取り上げている点もゾーニング案の新たな取り上げ方となっている。また、ゾーニング案では裁判闘争がらい予防法違憲国賠訴訟を切っ掛けとする新たなハンセン病被害者の闘争に加わり、かつ大きな成果を挙げて来ていることも展示解説を掘り下げることにしてある。「生き抜いた証」を求めた歴史からこうした被害当事者によって偏見差別を解消するために行われてきた努力と闘いが続けられてきていることを見学者に理解してもらうことが重要であると思われるからである。

## 2. 常設展示見直しゾーニング案

現行のプロムナードと1階ロビーに展示している導入展示を撤去し、2階の常設展示のみとする

### 展示室1 ハンセン問題とは何か（概略がつかめるように）

#### 1 ハンセン病問題とは何か？

- ・何を知ってほしいかを明確に示す。

（国による隔離政策による人権侵害の過ちを示し、ハンセン病回復者及び家族の名誉回復をはかる）

#### 2 ハンセン病とはどんな病気か

- ・病気の説明。
- ・治療薬の歴史。
- ・後遺症と義肢補装具。

#### 3 中世・近世のハンセン病観

- ・近代のハンセン病観との相違と継承されたものを明らかにする。

#### 4 患者収容のはじまり

- ・外国人宣教師を中心とする私立療養所の設立。

#### 5 近代以降の隔離政策の問題点

- ・1907年「癩予防ニ関スル件」 公立療養所時代
- ・1931年「癩予防法」 絶対隔離 無癩県運動 国立療養所時代
- ・1953年「らい予防法」 プロミン登場、三園長証言、戦後の無らい県運動、国際比較
- ・1996年廃止

#### 6 課題解決へ向けて

- ・3つの国家責任を追及する訴訟（らい予防法違憲国賠訴訟、家族訴訟、菊池事件再審請求）
- ・ハンセン病問題基本法
- ・国立ハンセン病資料館の設立



<b>展示室2 被害の実態（国による人権侵害の実態を示す）</b>
7 診断から入所まで ・強制隔離の実態、警察や保健所の役割、入所後の偽名の強制、消毒、解剖同意書、園内通用券
8 患者作業
9 断種・中絶
10 監禁室、重監房
11 沖縄の被害（日本軍、米軍占領）
12 植民地・占領地の被害（朝鮮、台湾、南洋庁）
13 療養所の中の死（火葬場、納骨堂）
14 退所者の被害
15 家族の被害

<b>展示室3 「生き抜いた証」を求めて（被害をどのように乗り越えてきたか）</b>
16 療養所の中で生きること ・衣食住（山吹舎の展示も） ・学校教育、子どもたちの姿。 ・文化活動…患者歌舞伎、スポーツ、文芸、音楽、書道、絵画、写真、手芸、刺繍、木彫、陶芸、囲碁将棋、盆栽などを通じて、どのように社会とつながり、差別を乗り越えてきたか。
17 患者運動 ・自治への萌芽…1933外島事件、1936長島事件 ・予防法闘争まで…1947重監房廃止、1948プロミン獲得運動、1951全癩患協結成、1952-53らい予防法闘争 ・療養生活の改善…1955盲人会設立、1959外国人年金問題、1964六・五闘争、1972-88邑久長島大橋架橋 ・歴史保存の運動…1969ハンセン氏病文庫（多磨全生園自治会）、1977年ハンセン氏病図書館（多磨全生園自治会）、1993年高松宮記念ハンセン病資料館
18 社会の偏見との闘い ・黒髪小学校事件 1953-55 ・黒川温泉宿泊拒否事件 2003-04 その他、社会的偏見の実態とそれに対する闘い。
19 らい予防法違憲国家賠償請求訴訟1998-2001年
20 小鹿島更生園（韓国）・楽生院（台湾）補償請求訴訟2004-2005年
21 ハンセン病家族国家賠償請求訴訟2016-2019年
22 菊池事件国家賠償請求訴訟2017-2020年
23 日本のハンセン病療養所の現在 ・将来構想として園内に外部施設を誘致している姿も併せて展示。
24 いま世界のハンセン病は
25 ハンセン病に対する偏見差別は終わっていない ・ほとんどの入所者が療養所の中で園名で生活している現状は変わっていない。 ・退所者や家族が社会のなかでひっそりと息を殺して生きている現状も変わっていない。 ・ハンセン病被害者の人間回復が本当の意味で実現するのは、見学者の皆さんがハンセン病に対する偏見差別がなくなる社会にすることができるか否かにかかっている。

26 可動展示コーナー ・一定の期間を設けて入れ替える1人の入所者を深掘りをするコーナー ・喫緊のハンセン病問題の課題を取り入れるコーナーを設ける
---

(検討課題：ギャラリーはすでにコロナ関連のギャラリー展も開催しており、現時点では可動展示コーナーとしても考えられる。)

### 3. 次年度以降、さらに検討すべき課題

- \* 「中世・近世のハンセン病観」だけではなく、「古代のハンセン病観」も特筆すべき特徴があれば触れるべきでは？
- \* 隔離がなぜ継続したのかという問いに対する答えをどのように示すか？
- \* ジェンダーのゾーンを別個に設けるか否か？
- \* 被害当事者の証言は各展示を文字だけに頼らず、立体的にゾーンでも扱うが、証言コーナーの設置の必要性はあり、その位置をどこにするか？

## IV 常設展示リニューアルの一般的な工程と現在の位置

通常、常設展示の見直しをする際には、次のような検討の工程に沿って具体的な検討が必要となる。資料館の常設展示の見直しの検討の現在時点と次のステップを可視化するために、以下に落とし込んである。

〈 展示リニューアルの一般的な工程と流れ 〉

- ①**基本構想** → 常設展示の設置理念、機能と役割
- ②**基本計画** → 施設計画・他の博物館機能との関係、企画展・可動型展示との関係
  - a) 施設計画 展示設置場所・総面積の確定、必要な附属施設の確認
  - b) 展示計画 設置理念・ミッションに基づく展示テーマの設定  
テーマに基づくゾーニング（設置面積割り）案の策定 ゾーンごとの狙い  
《③aを含んでゾーニング案まで中間報告》  
観念→具体へ どの資料をどのように展示し、何を伝えようとするか  
《③b以下は、次年度のWG報告課題》
  - c) 活動計画 資料収集・収集された資料の保管と展示資料としての検討  
学習支援（年齢・ターゲット）という観点での常設展示活用案計画  
人権教育としての展示解説、対話型展示、情報システム計画
- ③**展示基本計画**
  - a) 常設展の考え方を示す  
常設展示のミッションとねらい展示の基本的性格は何か（名誉回復と人権教育等）  
展示テーマ（ゾーン）  
展示のターゲットをどこに置くか、キャプション、グラフィック（言語の種類・難易度）
  - b) 展示計画を示す  
各ゾーンの意図と目的 各ゾーンの主な展示内容  
展示構成（展示概念図）  
展示構成リスト（原案）（資料リスト原案、展示方法、デジタルも含めた展示機材等）
  - c) 展示空間計画  
ゾーニング 展示導線計画（フリー導線、複数導線という考え方も）、完成イメージ
  - d) 運営演出計画  
造形（ジオラマ、模型）、演出方法、映像演出、照明演出（照明計画）
- ④**展示実施計画**
- ⑤**展示制作**（キャプション 展示機材制作も含む、調整、チェック等）
- ⑥**仮完成** ⇒ **完成** 最終点検 微調整 完成 検査 納品

## 「国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会」開催要綱

## 1. 趣 旨

国立ハンセン病資料館は、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(平成 20 年法律第 82 号) 第 18 条に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識を普及啓発し、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図ることを目的とした施設である。

平成 19 年の再開館から 10 年以上が経過し、ハンセン病問題に係る新たな資料や調査結果が多数報告されるなど、展示情報の見直しが必要となっていることから、展示内容について検討を行い、その目的に沿った展示の充実を図るため、「国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会」を開催する。

## 2. 検討会構成員

- (1) 検討会は、入所者代表、原告団代表、弁護士連絡会、学識経験者等から構成するものとし、厚生労働省健康局長が参集する。
- (2) 座長は構成員の互選により、選任する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 構成員の任期は、2 年とする。
- (5) 座長は、検討に必要があると認めるときは、構成員以外の者を参考人として出席を求めることができる。

## 3. 検討内容

- (1) 国立ハンセン病資料館の展示内容について
- (2) その他

## 4. ワーキンググループ

- (1) 健康局長は、資料館の常設展示の見直しに関する具体的な検討を行わせるため、必要に応じて検討会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (2) ワーキンググループのメンバーは、構成員の中から座長が指名する者で構成するものとする。
- (3) ワーキンググループの座長は、メンバーの互選により選任する。
- (4) ワーキンググループの座長に事故があるときは、ワーキンググループの座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) メンバーの任期は、構成員の任期に準じるものとする。
- (6) ワーキンググループの座長は、検討に必要があると認めるときは、メンバー以外の者を参考人として出席を求めることができる。

## 5. その他

- (1) 本検討会の庶務は、健康局難病対策課において行う。
- (2) 本検討会は公開とする。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議のうえ、これを定めるものとする。

## 国立ハンセン病資料館常設展示見直し検討会 構成員名簿

氏名	所属・役職
赤沼 康弘	ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会
蘭 由岐子	追手門学院大学 教授
石田 裕	天草市立牛深市民病院 非常勤医師 (国立療養所邑久光明園 前園長)
○ 内田 博文	九州大学 名誉教授
遠藤 隆久	熊本学園大学 名誉教授
太田 明夫	ハンセン病問題を共に学び共に闘う全国市民の会 会長
君塚 仁彦	東京学芸大学 教授
黒坂 愛衣	東北学院大学 准教授
鈴木 利廣	すずかけ法律事務所 弁護士
豎山 勲	ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会 事務局長
畑野 研太郎	日本キリスト教海外医療協力会 会長
浜崎 眞実	カトリック司祭
藤崎 陸安	全国ハンセン病療養所入所者協議会 事務局長

○ 座長